

## 委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託名 公園施設保守点検業務
- 2 業務目的 別表に記載する111箇所の公園内に設置している遊具等、ベンチ及びパーゴラ（以下、「公園施設」という。）を点検することにより、公園施設を常に良好な状態に維持し、不慮の事故防止に備え、公園を健全的に保持することを目的とする。
- 3 業務内容
  - (1) 乙は、本契約日から令和8年11月30日までに本業務を完了すること。
  - (2) 乙は、遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）を遵守し、別表に記載する111箇所の公園施設の点検を行うこと。
  - (3) 本業務の遂行にあたっては、一般社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士）または、前記専門技術者と同等の資格を有する者（遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）に基づいた内容で遊具点検講習等を行い、発行されている資格）2名以上で行うものとする。
  - (4) 公園施設の安全性の点検は、遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）に基づき、目視、触診、打診、聴診、寸法・位置の計測等により行い、公園施設の変状や異常の有無を確認するものとする。
  - (5) 公園施設の腐食防止、美観の保全を目的とした塗装状況の点検（主に鉄製遊具）は目視にて判断するものとする。
  - (6) 公園施設の木製部分のささくれ亀裂、腐食等を細部に渡り確認すること。その際、ささくれがあればヤスリ等で除去すること。
  - (7) 公園施設の可動部について、必要に応じ注油を行うものとする。
  - (8) 構造部ボルト・ナットの消失及び緩み点検を実施すること。その際に、消失及び緩みが発見された場合は、適宜ボルト・ナットの補充や増し締めを実施すること。なお、ボルト・ナットの補充にかかる費用は委託費に含まれる。
  - (9) 公園施設と地表部の接合部分は、腐朽・腐食等の可能性が高い地際部分を特に念入りに点検を行い、転倒等の恐れがないか確認を行うものとする。
  - (10) 基礎部の点検は、周囲の状況を確認のうえで、直接落下領域にあるものについては、露出判定を行うものとする。
  - (11) 転倒や落下により地表等にある突起物で安全が損なわれると推測される場合は、その構造又は箇所の有無について甲に対し、助言を行うものとする。また、首・手足が入る隙間及び使用者同士の接触事故の可能性のある場合についても同様とする。
  - (12) 乙は、点検により磨耗及び破損等の不具合を発見した場合は、速やかに報告書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急の修繕が必要な場合は、甲に報告するとともにカラーコーン等設置し注意喚起（使用禁止等）を行うこと。

- (13) 業務着手にあたり、乙は、事前に委託業務着手届、業務工程表、業務計画書、一般社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士）または、前記専門技術者と同等の資格を証明する物の写しを甲に提出するものとする。
- (14) 点検内容は、安全領域、規準一般規定、劣化について実施するものとする。
- (15) 公園施設の点検結果については、遊具の安全に関する基準（JPFASPS:2024）に基づき点検調査報告書を作成するものとする。報告書は同規準に基づき公園毎に、定期点検総括表及び定期点検表（公園施設毎）を作成するものとする。公園施設毎に、施設全景写真及び劣化点検内容が分かる写真を撮影し、点検写真台帳を作成するものとする。
- (16) 業務完了後、乙は、点検結果総括表、点検調査報告書、点検写真台帳、業務完了届を速やかに甲に提出するものとする。報告書及び写真は紙ベース及び電子データ（USBメモリ）に記録して提出するものとする。

#### 4 その他特記事項

- (1) 作業は比較的公園利用者の少ない午前を中心に行うこと。
- (2) 作業中は、歩行者、通行車両及び公園利用者等、周囲に危険のないよう、安全対策を行うこと。
- (3) 作業完了後は、速やかに本市担当員に連絡すること。
- (4) 作業完了後、完成報告書等の甲が必要とする書類を速やかに提出すること。
- (5) 当業務作業により発生すると予想される事故、苦情等については、事前に対策を講じることとする。  
事故、苦情等が発生した場合は、本市担当員に速やかに連絡するとともに、受託者の責任において解決すること。
- (6) 当業務作業中に、公園施設等を破損した場合は、速やかに本市担当員に連絡し、受託者の責任において、修繕を行うこと。
- (7) 業務に必要な機械設備、道具等は全て乙で用意すること。
- (8) 公園施設の数に差異があった場合は、本市担当員と協議し指示に従うこと。
- (9) 作業員は名札及び遊具点検中であることが分かる腕章を着用すること。
- (10) 業務にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (11) 本仕様書に明示のない事項及び内容に懐疑が生じた場合は、本市担当員と協議すること。

#### 5 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本業務委託において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下、「通報等」という。）を行うこと。
- (2) 前項（1）により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により甲に報告すること。
- (3) 本業務委託において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害は、甲と協議を行うこと。
- (4) 前項（1）及び（2）の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

## 6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表 公園施設一覧表

通し番号	公園番号	公園名	施設名称	点検アイテム										遊具分類又は複合アイテム														主要 構材		
				単体遊具(A)	単体遊具(B)	単体遊具(C)	複合遊具(小)	複合遊具(中)	複合遊具(大)	一般公園施設(a)	一般公園施設(b)	一般公園施設(c)	健康器具	バスケットゴール	サイン	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12		13	14
																01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12		13	14
1	0001	汀公園	4連ブランコ			1							1														鉄			
	0001	汀公園	同上柵	1									1																	
	0001	汀公園	スプリング遊具	3										3																
	0001	汀公園	複合遊具			1																	1				鉄			
	0001	汀公園	砂場	1																				1				コンクリート		
	0001	汀公園	ベンチ																											
2	0002	長町公園	複合遊具1			1																	1				鉄			
	0002	長町公園	砂場1	1																				1				コンクリート		
	0002	長町公園	シーソー	1																								鉄		
	0002	長町公園	4連鉄棒	1																								鉄		
	0002	長町公園	4連ブランコ			1																						鉄		
	0002	長町公園	同上柵	1										1															鉄	
	0002	長町公園	スプリング遊具(ウマ)	1											1													FRP		
	0002	長町公園	スプリング遊具(ラッコ)	1											1													FRP		
	0002	長町公園	砂場2	1																				1				コンクリート		
	0002	長町公園	ベンチ																											
	0002	長町公園	縁台																											
	0002	長町公園	スツール																											
	0002	長町公園	健康器具(腰のぼし)																										1	
	0002	長町公園	健康器具(上体のぼし)																										1	
0002	長町公園	健康器具(腕のぼし)																										1		
0002	長町公園	健康器具(背のぼし)																										1		
3	0003	砂山公園	4連ブランコ			1							1															鉄		
	0003	砂山公園	同上柵	1									1																鉄	
	0003	砂山公園	2連(高)鉄棒	1															1										鉄	
	0003	砂山公園	2方向すべり台			1																							鉄	
	0003	砂山公園	3連鉄棒	1																									鉄	
	0003	砂山公園	シーソー	1																									鉄	
	0003	砂山公園	複合遊具1	1																					1				鉄	
	0003	砂山公園	複合遊具2	1																									FRP	
	0003	砂山公園	砂場1	1																					1				コンクリート	
	0003	砂山公園	砂場2	1																						1			コンクリート	
	0003	砂山公園	砂場3	1																						1			コンクリート	
	0003	砂山公園	ベンチ																											
	0003	砂山公園	スツール																											
	4	0004	牛町公園	4連ブランコ			2							2															鉄	
0004		牛町公園	同上柵	2									2																鉄	
0004		牛町公園	特別遊具			1																							1	
0004		牛町公園	コンクリート製遊具1			1																							1	
0004		牛町公園	砂場1	1																					1				コンクリート	
0004		牛町公園	砂場2	1																						1			コンクリート	
0004		牛町公園	コンクリート製遊具2	1																									1	
0004		牛町公園	3連鉄棒	1																									鉄	
0004		牛町公園	動物(カメ)	1																									1	コンクリート
0004		牛町公園	動物(アライグマ)	1																									1	コンクリート
0004		牛町公園	複合遊具				1																							1
0004		牛町公園	リングネット																											1
0004		牛町公園	ベンチ																											
0004		牛町公園	シーソー	2																										2
5	0005	河岸公園	コンクリート製遊具	1																								1		
	0005	河岸公園	複合遊具			1																							1	
	0005	河岸公園	4連ブランコ			1																							1	
	0005	河岸公園	同上柵	1																									1	
	0005	河岸公園	2連シーソー	1																									1	
	0005	河岸公園	複合遊具2				1																						1	
	0005	河岸公園	砂場1	1																									1	
	0005	河岸公園	砂場2	1																										1
	0005	河岸公園	砂場3	1																										1
	0005	河岸公園	砂場4	1																										1
	0005	河岸公園	ベンチ																											5
6	0006	城東公園	4連ブランコ			1																						1		
	0006	城東公園	同上柵	1																									1	
	0006	城東公園	3連鉄棒	1																									1	
	0006	城東公園	スプリング遊具	1																									1	
	0006	城東公園	複合遊具			1																							1	
	0006	城東公園	動物(トラ)	1																									1	
	0006	城東公園	健康器具1																										1	
	0006	城東公園	健康器具2																										1	
	0006	城東公園	健康器具3																										1	
	0006	城東公園	健康器具4	</																										



通し番号	公園番号	公園名	施設名称	点検アイテム										遊具分類又は複合アイテム														主要構部材								
				単体遊具(A)	単体遊具(B)	単体遊具(C)	複合遊具(小)	複合遊具(中)	複合遊具(大)	一般公園施設(a)	一般公園施設(b)	一般公園施設(c)	健康器具	バスケットゴール	サイン	01	02	03	04	05	06	07	08				09		10	11	12	13	14			
																01	02	01	02	03	01	01	01	01	02	01	02		03	04	01	01	02	01	02	03
24	0024	栄谷公園	2連ブランコ	1	1								1																							鉄
	0024	栄谷公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0024	栄谷公園	3連鉄棒	1																															鉄	
	0024	栄谷公園	2連シーソー	1																															FRP	
	0024	栄谷公園	アニマル(パンダ)	1																															鉄	
	0024	栄谷公園	複合遊具		1																														鉄	
	0024	栄谷公園	砂場	1																															コンクリート	
25	0025	市小路公園	2連ブランコ		1								1																						鉄	
	0025	市小路公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0025	市小路公園	砂場	1																															コンクリート	
	0025	市小路公園	すべり台		1																														鉄	
	0025	市小路公園	シーソー	1																															鉄	
	0025	市小路公園	3連鉄棒	1																															鉄	
	0025	市小路公園	複合遊具																																FRP	
26	0026	市小路公園	ベンチ																																鉄	
	0026	市小路公園	2連ブランコ		1								1																						鉄	
	0026	市小路公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0026	市小路公園	2連シーソー	1																															鉄	
	0026	市小路公園	3連鉄棒	1																															鉄	
	0026	市小路公園	動物型すべり台		1																														鉄	
	0026	市小路公園	砂場	1																															コンクリート	
27	0026	市小路公園	2方向すべり台																																本石	
	0026	市小路公園	複合遊具																															鉄		
	0026	市小路公園	ベンチ																																鉄	
	0027	善明寺中央公園	4連ブランコ		1								1																						鉄	
	0027	善明寺中央公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0027	善明寺中央公園	シーソー	1																															鉄	
	0027	善明寺中央公園	ベンチ																																鉄	
28	0028	善明寺中央公園	6																																鉄	
	0028	木本公園	複合遊具																																鉄	
	0028	木本公園	4連ブランコ		1								1																						鉄	
	0028	木本公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0028	木本公園	スプリング遊具(ウマ)																																鉄	
	0028	木本公園	スプリング遊具(オートバイ)																																鉄	
	0028	木本公園	スプリング遊具(カメ)																																鉄	
29	0028	木本公園	ベンチ																																鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	2連ブランコ		1								1																						鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	すべり台		1																														鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	鉄棒	1																															鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	ベンチ																																鉄	
	0029	杭ノ瀬北公園	2																																鉄	
30	0030	鳴神公園	4連ブランコ		1								1																						鉄	
	0030	鳴神公園	複合遊具																																鉄	
	0030	鳴神公園	ジャングルジム		1																														鉄	
	0030	鳴神公園	スプリング遊具(レーシングカー)																																鉄	
	0030	鳴神公園	スプリング遊具(イルカ)																																鉄	
	0030	鳴神公園	ベンチ																																鉄	
	0030	鳴神公園	14																																鉄	
31	0031	大垣内公園	すべり台		1																														鉄	
	0031	大垣内公園	4連ブランコ		1								1																						鉄	
	0031	大垣内公園	同上柵	1									1																						鉄	
	0031	大垣内公園	砂場	1																															コンクリート	
	0031	大垣内公園	シーソー	1																															鉄	
	0031	大垣内公園	3連鉄棒	1																															鉄	
	0031	大垣内公園	ベンチ																																鉄	
32	0031	大垣内公園	3																																鉄	
	0032	岩橋公園	すべり台	1																															鉄	
	0032	岩橋公園	4連ブランコ																																	









通し番号	公園番号	公園名	施設名称	点検アイテム										遊具分類又は複合アイテム														主要構部材							
				単体遊具(A)	単体遊具(B)	単体遊具(C)	複合遊具(小)	複合遊具(中)	複合遊具(大)	一般公園施設(a)	一般公園施設(b)	一般公園施設(c)	健康器具	バスケットゴール	サイン	01	02	03	04	05	06	07	08				09		10	11	12	13	14		
																01	02	01	02	03	01	01	01	01	02	01	02		03	04	01	01	02	01	02
108	8037	太田児童遊園	4連ブランコ		1								1																						鉄
	8037	太田児童遊園	同上柵	1									1																					鉄	
	8037	太田児童遊園	砂場	1																						1								コンクリート	
	8037	太田児童遊園	すべり台		1																													鉄	
	8037	太田児童遊園	アニマル(ラクダ)	1																														FRP	
	8037	太田児童遊園	アニマル(ウシ)	1																														FRP	
8037	太田児童遊園	ベンチ								9																								プラスチック <sup>1</sup> 木製 <sup>2</sup>	
109	8025	岡崎中央児童遊園	2連シーソー	1																														鉄	
	8025	岡崎中央児童遊園	複合遊具(コンクリート製)				1																				1							コンクリート 鉄	
	8025	岡崎中央児童遊園	砂場	1																								1						コンクリート	
	8025	岡崎中央児童遊園	4連ブランコ										1																					鉄	
	8025	岡崎中央児童遊園	同上柵	1									1																					鉄	
	8025	岡崎中央児童遊園	2方向すべり台				1																												鉄
	8025	岡崎中央児童遊園	トンネル	2																														コンクリート	
	8025	岡崎中央児童遊園	特別遊具	2																														コンクリート	
	8025	岡崎中央児童遊園	ベンチ								2																								コンクリート
110	8041	紀三井寺児童遊園(東)	すべり台																															鉄	
	8041	紀三井寺児童遊園(東)	ジャングルジム																															鉄	
	8041	紀三井寺児童遊園(東)	3連鉄棒	1																														鉄	
	8041	紀三井寺児童遊園(東)	4連ブランコ										1																					鉄	
	8041	紀三井寺児童遊園(東)	同上柵	1									1																					鉄	
111	0108	京橋親水公園	雲梯	1																														鉄	
	0108	京橋親水公園	特別遊具(ステップ)	1																														鉄	
合計				413	100	73	36	14	3	197	998	0	83	2	2																				

## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に、これを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、公園施設保守点検業務（以下、「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って、委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税相当額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して、委託業務の履行に関して、必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下、この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して、発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、延滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して、履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して1か月前までに通知をして、この契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除を請求することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。  
2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が、乙に支払うべき委託金と相殺し、なお、不足のあるときは、乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第18条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認められたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者（乙が個人の場合にあつては、乙の氏名及び住所）並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱規定特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として、暴力的不法行為等を行う者をいう。以下、同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人、その他の団体又は個人をいう。以下、同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。